

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 4月24日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契約課)

記

業務名	宇治橋地区における民間活力導入可能性調査業務委託		
業務場所	宇治橋周辺		
委託期間	令和8年6月3日 ～ 令和8年11月30日 181日間		
業務概要及び条件	宇治橋地区でのサウンディング調査の実施		
予定価格	¥3,144,487 (税込)	最低基準価格	¥2,201,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと ①参加資格者名簿登録(京都府内本店・支店・営業所) ②民間活力導入可能性調査業務実績(元請、過去10年以内、地方公共団体発注)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年5月7日(木) 午後5時00分まで 提出場所 郵便入札 添付資料 参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年5月27日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年4月24日（金）午前9時から
令和8年5月14日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

宇治橋地区における民間活力導入可能性調査業務
業務委託仕様書

1. 業務の名称

宇治橋地区における民間活力導入可能性調査業務（以下、「本業務」という）

2. 業務の目的

宇治市は現在、「宇治市天ヶ瀬ダムかわまちづくり計画」（以下、「計画」という）に基づき、国のかわまちづくり支援制度の支援を得ながら、河川空間の活用に向けた取組を推進している。（資料1参照）

天ヶ瀬ダム地区から宇治橋地区までを計画の範囲とし、天ヶ瀬ダム地区では旧ガーデンズ天ヶ瀬跡地やダム直下広場等の整備を実施・検討しており、宇治橋地区にある茶づな周辺の河川敷については、国による高水敷の整正や通路等の整備を予定している。

宇治橋地区においては、国の整備等が完了した後、民間活力の導入による河川空間のにぎわいづくりを目指しているところである。

本業務は、宇治橋地区において民間の創意工夫・経営能力・資金力を活かした最適な活用方策を探ることを目的とし、民間事業者の視点から活用の可能性・手法・条件等を幅広く把握するため、実施するものである。

3. 業務の期間

契約締結の日から令和8年11月30日まで

4. 業務の内容

（1）前提条件の整理等

計画を踏まえて、本業務に関する前提条件の整理を支援する。

また、整理した内容を含めた民間事業者へのヒアリング資料を作成する。

（2）事業概要の作成支援

本業務における事業概要書の作成を支援する。

（3）企業意向調査対象者の抽出

民間活力導入の検討にあたって、民間事業者の意見等を収集・整理することを目的に、その可能性や実現の方向性を検討するための基礎資料として、受注者が有する企業対話実績を基に、民間事業者への意向調査を実施する対象者を20社程度抽出する。

抽出方法については、対象地の特性等を踏まえ、参考となる類似事例等の収集及び分析を行い、受注者が最も適正と考えられる手法を検討し、発注者の確認の元を実施する。

(4) 企業意向調査の実施

先の検討で抽出した調査対象者に対し、15社程度を対象に、意向調査を実施する。

意向調査は、民間活力を導入した河川敷活用を検討する上で、対象地及び当該エリアにおけるポテンシャルや、想定し得る事業アイデアを把握するために、民間事業者等に対してヒアリングを行う。

なお、ヒアリングを実施するにあたり、あらかじめ受注者がヒアリング案を作成して、発注者の確認の元に実施する。

ヒアリング案は、活用の方向性、機能案を準備し、効率的な意見を収集できるように留意すること。また、民間事業者等からの意向（参画意欲、利活用方法や条件、事業スキーム、事業スケジュール、課題等）を確認すること。

(5) 業務の報告

業務の進捗状況の把握や、民間事業者の参入意欲などの情報を共有するため、月1回以上業務の状況を報告するものとする。報告の方法については、対面の他、メールや電話会議等によるものとする。

また、8月末までの結果の概要をまとめ、9月中に中間報告を実施すること。報告の内容等の詳細は発注者との協議により決定する。

(6) 議事録等の作成

各種会議・打合せについての議事録を作成し、提出すること。

5. 業務計画書

受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し発注者に提出しなければならない。業務計画書に基づき、業務内容の詳細及び業務スケジュールについて協議を行う。

6. 成果品

受注者は業務内容にかかる成果品を提出すること。なお、納品時期等の詳細については、発注者との協議により決定する。

(1) 報告書 5部

(2) 報告書を収納したデータ (CD-R 等)

※収納する電子データは、Microsoft Office ファイルとする

(3) 各種会議・打合せ議事録は電子データ (PDF 形式) により提出すること。

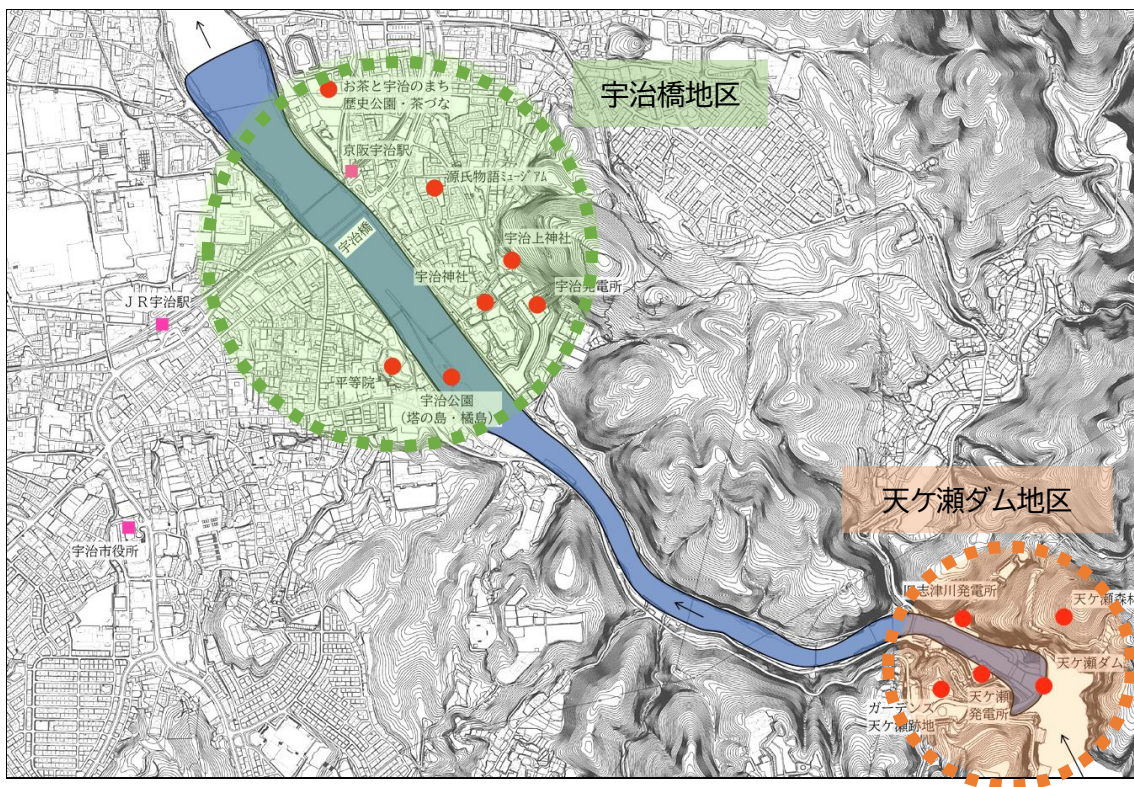
(4) 受注者から引き渡しを受けた成果品の管理及び権利の帰属はすべて発注者のものとし、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

7. 留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、関係法令、条約及び規制を遵守すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、実務を担当する業務責任者及び業務担当者を定めて適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 本業務の遂行において知り得た事項を、発注者の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、その指示に従うこと。
- (6) 本業務の履行にあたり必要になる資料については、その都度発注者から提供する。受注者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。

以上

【調査対象範囲・周辺施設等】



「^{うじしあまがせ}宇治市天ヶ瀬ダムかわまちづくり」(京都府^{うじし}宇治市)【様式B】

対象河川：一級河川 ^{よどがわ} 淀川水系^{うじがわ} 宇治川 【国管理河川】

市町村名：京都府^{うじし}宇治市

推進主体：^{うじし}宇治市



1. 概要

宇治川を軸とする豊かな自然と重層的な歴史を活かしたにぎわいづくりと安全・安心なまちづくりを目指し、「かわ」と「まち」の周遊性を推進し、多様な観光資源を様々な組み合わせにより、戦略的な観光施策を展開します。

その取組として、天ヶ瀬ダム直下の広場等の整備を行い、インフラツーリズムや民間事業者も参画する広場やダム周辺の水辺を活用したイベント等の開催により、観光振興の促進を図るとともに、淀川舟運の復活を見据えた宇治川での体験型川下りの実施等により下流の自治体と連携し、にぎわいを創出します。

河川管理者は、この取組に対し必要な河川管理施設を整備するほか、河川占用敷地許可準則22条に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

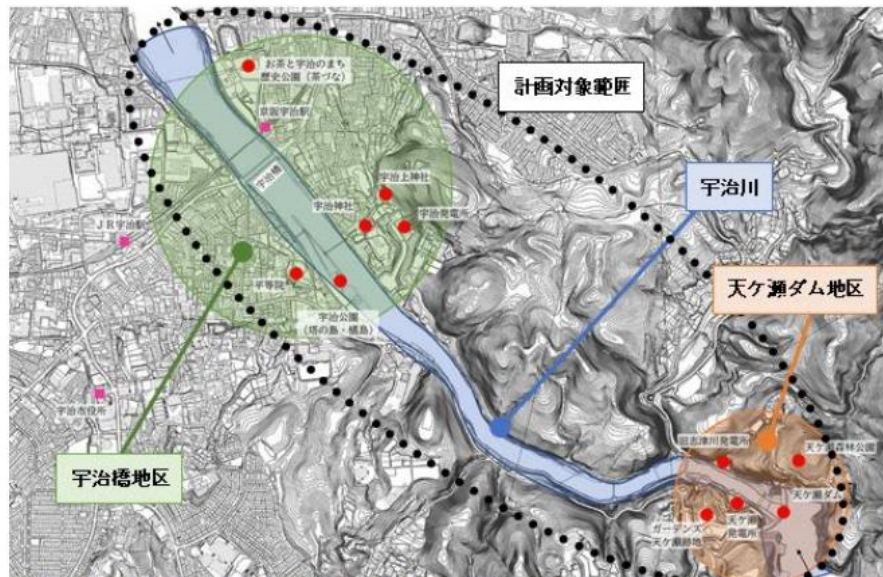
国土交通省：ダム直下広場基盤整備、管理用通路整備、親水護岸整備 等

宇治市：ダム直下広場の上面施設整備(転落防止柵、東屋、舗装、植栽等)、駐車場及び休憩所・展望場所整備

3. ソフト施策の内容

国土交通省：天ヶ瀬ダムを活用した事業への協力、都市・地域再生等利用区域の指定 等

宇治市・民間事業者等：様々なイベントや体験型川下り等の定期的な開催、小型モビリティの導入 等



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。